

議員提出議案第14号

小規模市町村を1万人未満とする法令化に反対する意見書

このことについて、下記のとおり、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣に意見書を提出する。

平成15年12月19日

提出者	三朝町議会議員	山田道治
賛成者	三朝町議会議員	松村修
賛成者	三朝町議会議員	小椋昭一
賛成者	三朝町議会議員	岡本岩夫
賛成者	三朝町議会議員	杉原憲靖
賛成者	三朝町議会議員	遠藤勝太郎
賛成者	三朝町議会議員	牧田武文

平成15年12月19日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

小規模市町村を1万人未満とする法令化に反対する意見書

平成の市町村合併は、関係市町村の自主的な判断により進められるものと理解していた。しかるに、11月13日、地方制度調査会が示した最終答申では、平成17年3月末に期限が切れる現行合併特例法に代わる新法を制定し、おおむね人口1万人未満を小規模市町村として引続き合併を推進することとした構想を定めるべきと述べている。

このことは、「国と県と市町村は対等であること」、「どういう自治体の規模にするかは自治の原点である。それを無視して1万人未満を排除するとか、半強制的に合併させることは地方自治の原点を見失っている」と指摘できる。

地域の多様性を認めず、自立と尊厳を否定するような市町村再編は将来に大きな禍根を残すものであると言わざるをえない。

よって、政府に対して次のことを強く求める。

- 1 合併を促進させる手法として、人口1万人未満の自治体を小規模市町村と位置づけて、数値明記による自治体の切捨てを行わないこと。
- 2 都道府県の権限で強制合併はさせないこと。
- 3 地方交付税の調整機能と財源保障機能を堅持し、小規模市町村の地方交付税算定の段階補正削減はやめること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成15年12月19日

鳥取県東伯郡 三朝町議会